▲▲▲（雇用主の名称）　様

　■■■（職業紹介事業者の名称）

令和●●年度における無期雇用就職者の離職状況の御確認のお願い

　職業紹介事業者は、法令により、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者の数等について、情報提供する義務が課されています。

　この情報提供を行う上で必要となるため、令和●●年度において、弊社の職業紹介により、御社と期間の定めのない労働契約を締結した以下の方々（以下「無期雇用就職者」といいます。）について、就職した日から6箇月以内に解雇以外の理由で離職した否かを、以下の様式に御記入いただいた上で、御連絡いただきますよう、お願いいたします。

（記入方法）

「離職の有無」欄には、「就職から6箇月以内の期間」に、解雇以外の理由で離職した場合には○を、それ以外の場合（離職していない場合又は解雇により離職した場合）には×を、それぞれ御記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 就職から６箇月以内の期間 | 離職の有無 |
| 就職した日 | ～ | 上記期間の最終日 |
| １ | ◎◎ ◎◎ | 令和●●年４月１日 | ～ | 令和●●年９月30日 |  |
| ２ | □□ □□ | 令和●●年９月14日 | ～ | 令和●●年３月13日 |  |
| ３ | △△ △△ | 令和●●年12月10日 | ～ | 令和●●年６月９日 |  |
| … | … | … | … | … | … |

（参考）

　　職業紹介事業者には、職業安定法第32条の16第３項及び職業安定法施行規則第24条の８第３項の規定により、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者（無期雇用就職者のうち就職から6箇月以内に離職した者（解雇された者を除く。））の数等について、情報提供する義務が課されています。

また、職業安定法施行規則第24条の8第5項の規定により、職業紹介事業者は、無期雇用就職者の離職の状況について確認するため、雇用主に対して必要な調査をしなければならないこととされています。

　　なお、雇用主の皆様におかれても、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」において、可能な限り、職業紹介事業者が行う調査に協力することとされています。